

C-6-3 環境（騒音・振動）

意見書 No	内 容
57	破碎機の騒音はどうなっているのか。 破碎機の稼働に伴う騒音の発生はございますが、設備は建屋内に設置し、その建屋の壁の内側には吸音材を貼り、騒音の発生を抑制します。作業中は車両の出入りの時を除き、シートシャッターを閉めた状態で行うことにより騒音の発生を抑制する計画となっております。 また、事業用地西側の敷地境界線上の一部において、騒音が規制値を超えるおそれがある箇所がありましたので、防音壁を設置する計画としました。 これらの対策により、 敷地境界における浜松市の規制基準：55dB (A) 周辺の人家等の付近における環境基準：55dB (A) に対し、それぞれ最大 51dB (A)、最大 41dB (A) と基準値を十分に満たすことが可能です。